

参議院大蔵委員会議録第十七号

昭和三十年六月十六日(木曜日)午前十時十四分開会

出席者は左の通り。

委員長

青木 一男君

理事

委員

西川 基五郎君

山本 米治君

土田国太郎君

平林 剛君

森下 攻一君

岡崎 真一君

木内 四郎君

白井 勇君

藤野 繁雄君

宮澤 喜一君

片柳 真吉君

小林 攻夫君

岡 三郎君

菊川 孝夫君

野溝 勝君

中川 幸平君

政府委員

大蔵省政務次官

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

事務局側

常任委員
会専門員

常任委員
会専門員

本日の会議に付した案件

- 連合審査会開会の件
- 接収貴金属等の処理に関する法律案
- (内閣送付、予備審査)

- 委員長(青木一男君) 次に接収貴金属等の処理に関する法律案(予備審査)

を議題とし、政府より提案理由の説明を求めることにいたします。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議題となりました接収貴金属等の処理に

関する法律案の提案の理由を御説明申しあげます。

し上げます。

終戦後、連合国占領軍は、本邦において政府及び民間から金、銀、白金、ダイヤモンド等を接収したのであります。

が、平和条約の発効と共に、これらの貴金属等を日本政府に引き渡しました。政府といたしましては、さきに接収貴金属等の数量等の報告に關する法律案の提出を改正する法律案についてであります。本案は、その付則において、所得税法を改正し、石炭手当、薪炭手当等の所得を非課税とする措置を講じようとしており、本委員会の所管事項と密接な關係がござりますので、昨日理事会において協議いたしました。

し、連合審査会の開会を申し入れることを申し合せたのであります。右申

し合せの通り、内閣委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。よってさように決しました。

なお連合審査会の日時は委員長に御一任を願いたいと存じます。

御異議なしと存じます。

○委員長(青木一男君) 次に接収貴金属等の処理に関する法律案(予備審査)

を議題とし、政府より提案理由の説明

を求めることにいたします。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議題となりました接収貴金属等の処理に

関する法律案の提案の理由を御説明申

し上げます。

まず第一に、貴金属等の被接収者は、法律施行の日から五ヵ月以内に、大蔵大臣に対し、その接収された貴金属等の返還を請求することとし、被接収者が右の請求をしない場合には、接収

された貴金属等の所有者が、法律施行の日から、七ヵ月以内に、請求を行う

ことを認める等、返還請求の手続を定めることといたしました。

第二に、この返還の請求に対しまし

て、大蔵大臣は、当該貴金属等の種類、形状、品位及び個数又は総重量を

証拠によって認定することとし、認定

されることといたしました。

第三に、この返還の請求に対しまし

て、大蔵大臣は、当該貴金属等の種

類、形状、品位及び個数又は総重量を

証拠によって認定することとし、認定

されることといたしました。

第四に、以上の認定、返還その他の

重要事項の処理に万全を期するため、

大蔵省に接収貴金属等処理審議会を設けることといたしましたほか、認定等

が政府の保管貴金属等のうちで特定す

る場合には、そのものを返還し、特定

しない場合には、各貴金属等の種類、

形状、品位及び重量のそれぞれの明確

度と、各貴金属等が変形されている、

あるいは、その代替がある可能性に応

じて、残余の保管貴金属等を接収貴金

属等の個数又は評価額の割合により按

分して返還することといたしました。

以上が、この法律案の提案の理由であります。

何とぞ、御審議の二、三みやかに御賛成下さいますようお願いいたしました。

以上が、この法律案の提案の理由であります。

万円以上の株式会社にならなかつたよ
うな場合には、どういうふうな措置を
とるのか。

○政府委員(阪田泰二君) ただいま御
指摘のように、今回は最低の資本金を
五千円といふにきめましたので
すが、現在の各取引所にござります証
券金融会社の中で、二社だけは五千万
円以下の資本のものがござります。こ
の二社につきまして御指示のような問
題が生ずるわけがありますが、やはり
これは期限内に増資をする、あるいは
他の証券金融会社と一緒になつてや
る、そういう意味で法定資本に達する
にそろいふうな措置をとらなければなら
ないものというふうに私ども考えてお
るわけでありまして、まあその期限内
にそろいふうな資格を備えることが
できぬということになりますと、こ
れはやはりこの法律に基く証券金融会
社といふようなものでなくなるわけで
ありますから、これはある程度取引所
の取引に支障を生ずるわけでございま
すから、やはりできるだけ自発的に、
何らかの方法により期限内に資格を備
えるように、取得させるように努力い
たしたいと考へておるのであります。

○平林剛君 五千万円以下の株式会社
といふのは二社だけだと今おっしゃつ
たように聞いたのであります、そ
すると、これらの問題については、だ
れかお尋ねになつたかもしませんけ
れども、結局、合併なり合同なりとい
うようなことを促進させていくとい
うことに結果的になるのじやないで
すか。この法律を作る時にその証券会社
とは話し合つたことがござりますか。
○政府委員(阪田泰二君) 私どもの方
の役所の方から、その証券金融会社

におきまして、私どもただ聞いておる
わけであります、多少そりつたよ
うな構想といいますか考え方等があり
まして、個々に話をいたしておつたよ
うな事実は多少あるようでございま
す。お説のように大体これら、今度
の新しい法定資本以下になります会社
につきましては、これは資本金をふや
すということもなかなかむずかしいよ
うな場合も多いと思ひます、また現
在の業務の分量なり、収益の状況、内
容等からいしまして、たゞ資本金をふ
やすということと自体がむずかしいので
ありますから、資本金をふやしてそろ
して勘定が合つていふかといふ問題
も、かなり根本的にあるわけであります
から、お説のように、この会社相互
間で話をし、合同といふふうに行く
ことにして、これでやめておきま
す。

○菊川孝夫君 この証券金融会社とい
うのは、金融業といふと普通の町の金
貸しと同じことなんです、あなたの御
説明によると、これは信用取引をやる
ために必要欠くことのできないところ
が、今にわかつて切れない関係にある会社
だと私は思ひうのです。この前の証券取
引法の改正の際に当然これは考えられ
なければならぬ問題だと思うのです
が、今にわかつてあらためて五章の
二を設けられて、証券金融会社とい
うことをはつきりと免許制度に切りかえ
られた理由といふのはどこにあるので
すか。この提案理由を見ますと、「証
券金融会社について適正な規制を行
うこととして信用取引の円滑な運営に資
するとともに、」こういうふうに提案
理由の中に言つておるのですが、一つ
これらは信頼取引を活発にするため、
このうち意味ですか、これは。

○政府委員(阪田泰二君) ただいまお
されてなかつたのですが、どの法律に示
基いて各取引所に証券金融会社はあつ
たのですか。今日までこの証券金融会社
といふのは、こうはつきりと法律に示
されてゐましたのですが、どの法律に示
されなかつたのでは、この法律によ
れば、結局、合併なり合同なりとい
うようなことを促進させていくとい
うことは話せませんけれども、あたのほう
で、させるような方向で一つ検討を
おるようですが、どちらのほう
か、証券市場、業者間においで。で、
大蔵省としては、これを再開させるか
させないかと、ことについては、業
者間においても異論があつて対立して
いるだけ改善し、運営を円滑にしていつ
て、このままの形でやつていただき、
こういう考え方から出発したのであります。

○菊川孝夫君 次に、信用取引の信用
供与率の引き上げについてであります
が、この前のときにも、だいぶ僕は証
券取引法の改正の際にも議論をしたの
でありますが、この前のときは引き
上げをされた。さらにもう少しの供与
率の引き上げといふことは、業者間に
は繁榮策の一つとしてやかましく論議

りますか。局長から一つ事務的な見解
を承わっておきたいと思います。事務
段のほうの考え方をもつていておる
のであります。まあ清算取引復活と
していきたい。そりつた結果、適
切なる監督を受け運営せまして、信
用もつきますれば、証券金融会社の金
融力もついてくる、従つて金に行き詰
まるために信用取引に境界が画される
といつたような問題は、これはだんだ
ん解消されるということが期待され
ます。そういう意味で、市場の振興に
もなるということは、これは結果とし
ては考えられると思いますが、今証券
市場が不振であるから、こういうこと
で大いに景気をつけようということで
改訂するわけではないのです。

○菊川孝夫君 次に、今、証券会社の
方では、これは意見が二つに分れて
いるようですが、清算取引の再開
問題がやはり一番大きな一つの
問題になつてゐるのじやありません
か、証券市場、業者間においで。で、
大蔵省としては、これを再開させるか
させないかと、ことについては、業
者間においても異論があつて対立して
いるだけ改善し、運営を円滑にしていつ
て、このままの形でやつていただき、
こういう考え方から出発したのであります。

○菊川孝夫君 次に、信用取引の信用
供与率の引き上げについてであります
が、この前のときにも、だいぶ僕は証
券取引法の改正の際にも議論をしたの
でありますが、この前のときは引き
上げをされた。さらにもう少しの供与
率の引き上げといふことは、業者間に
は繁榮策の一つとしてやかましく論議

券金融会社というものを一つの法律でしつかりと縛つておいて、その反面においては供与率引き上げといふことを考慮されているのですが、これはやはり証券の引き上げにつきましてもいろいろ要望等もござりますが、現在の段階におきましては、現在の制限で適当である。問題としては、いろいろこれは将来の問題として研究していく必要はあると思つておりますが、現状といたしましては、これで十分であるというように考えております。

○菊川幸夫君 次に、今、証券市場は、あの証券取引法の制定された当時には、またこれは必ず下火になつてくるぞというような、あのときにやかましくあなたと議論をしたのでありますが、やはりその通りにずっと下降線を辿つておつて、夏相場を期待しておつたのだけれども、夏相場は出るどころか、いよいよ夏枯れになつてきましたのですが、その反面において、増資が行われまして、株式が非常に多くなつてきました。株数が多くなつてきました。ところが大衆が動かせない。そこに株式市場の閑散になつてきた一番大きな原因があると思うのですが、はつきり申しまして、今取引所の四大証券以外の証券会社はいずれも経営が苦しいのじゃないか。四大証券ばかりが、どうにか投資信託があつて、これで息をついているが、この投資信託も危い。だいぶいろいろなデマも飛んでいるわけですが、ますますもつて、そうなつてくると大衆も警戒して出てこない。だからして、出てこないとなると、これでは立つていけないから、地場の仕手筋の

○政府委員(阪田泰二君) 信用供与率の引き上げにつきましていろいろ要望等もござりますが、現在の段階におきましては、現在の制限で適当である。問題としては、いろいろこれは将来的問題として研究していく必要はあると思つておりますが、現状といたしましては、これで十分であるというようになっておりります。

暗躍によつて、操作によつて動かされ出でこないといふので、一時やかましくいわれた証券民主化といふ線とだんだん遊離していくような傾向にあると思ひのですが、これらについて一つ理財局長どういうふうな対策を考えられておられるか、今のましまばらく静観していくよりしようがないといふ考え方でしようか。

○政府委員(阪田泰二君) これはお説のように、ずっと証券市場は引き続いだ不振をきわめている。これは証券市場は、そぞろ市場の性質として、繁閑、景氣、不景気があることは当然のことです。そのほかに経済界のいろいろ機構体制が変つてくることによりまして、こういう市場といふものの組織が繁榮したりまたは衰えたりする、こういう要素も十分にあると思ひます。そういうような全体のところを十分考えてみなければならないですが、私どもとしてはそう考えてゐるわけであります。今お話のように、証券市場は不振でありますし、ことに中小証券業者といふものは非常に困つてゐるのが多いわけであります。さればと言つて、証券業者を救済する、証券業者に相場を与えるために市場を振興するということでは、これは本末転倒であります。やはりどこまでも健全な投資を育成する、市場に健全な投資を導入してくる、こういふことを基本に、ものを考えなければならぬといふうに、基本的には考えているわけですが、御承知のように、証券業対策におけるわけで、取引所法の問題も、たとえば先ほど申しましたようないろい

○政府委員(阪田泰二君) これはお説
のようすに、ずっと証券市場は引き続い
て不振をきわめている。これは証券市場
は、そぞいら市場の性質として、繁弱、
だん遊離していくような傾向にあると
思ふのですが、これらについて一つ理
財局長どういふらな対策を考えてお
られるか、今のまましばらく静観して
いくよりしようがないといふ考へで
しょうか。

るやかましい問題につきましては、基本的には私どもとしてはそういうふうな線でやつていかななければならぬと、いうふうに考えております。

○菊川泰夫君 次に角度を変えて、株式の額面一株五十円というやつを五百円にする、あるいは五百円でも何だから五千円にする、額面単位を。今の貨幣価値からして、明治時代の一株五十円というよりも、もう五千円くらいにしてはどうが適当じゃないかといふ意見もあるわけですが、これらについてはどういうお考えですか。今の通りに五十円を当分堅持していくつもりですか。

○政府委員(阪田泰二君) この件につきましては、実は商法の改正等にも関連しまして、法務省のほうでも私どものほうでもいろいろ研究いたしたことがあるわけであります。まあ大蔵省の理財局の事務の考え方でありますと、大体五千元ぐらいに引き上げたら適当でやないか、いろいろ発行会社の事務が現在大へんになつているのですが、考え方をいたしましては、五十円というのはあまりにも低過ぎるというようなことから、いろいろ事務費を節約しますとか、あるいは証券の取引をもう少しすつきりしたものにするとかいろいろなことを考えまして、これはまあ、いろいろ関連する問題がありまして、ことに切りかえに際してのいろいろな処置の問題、ことにそういう法律で強制してまでやるということはどうかとか、いろいろ研究を要する問題があるわけであります。なお証券業者の方々からいたしましても、この五千円に引き上げる、五百円に引き上げるといふことにつきまして、これが証券市場、株価等にどう影響するかという判

○菊川孝夫君 次に角度を変えて、株式の額面一株五十円というやつを五百円にする、あるいは五百円でも何だかから五千円にする、額面単位を。今の貨幣価値からして、明治時代の一株五十円というよりも、もう五千円くらいにしてはどうが適当じゃないかという意見もあるわけですが、これらについてはどういうお考えですか。今の通りに五十円を当分堅持していくつもりですか。

断の問題、なかなかむずかしいと思しますが、いろいろそらいろ点がございまして、現在のところまで結論に達していないわけであります。引き続き検討中というような段階でございます。
○菊川孝夫君 それではこの柔文で、従つて、二、三お伺いしておきたいと思いますが、資本の額が五千万以上の株式会社でなければならんというふうに思はれてはいるのですがね、一体五千五百円といふのは、今の証券市場の規模からして五千万円以上といふに切られたけれども、僕は資本の額はあまりにも少いと思うのですが、この五千万円という基準はどこから出たのですか。

○政府委員(阪田泰一君) 五千万円が多くなるといふような意見も、あるいは少な過ぎるといふような意見も、いろいろ実は私ども聞いてはおります。まあ大体資本が多ければ多いほど信用資力としては確実になるわけであります。現在ほかの方で、たとえば証券業者の資本を見ておられますと、取引所の会員になつておる証券業者の資本の額は、大体一千萬円から三千萬円というような額になつておるわけであります。その程度の会社に対して金融をするという会社でありますから、大体五千万円程度が妥当でないだろうかといふようなことをきめましたのであります。

○菊川孝夫君 それは一つの証券会社でも一千万円から三千万円くらいでしょ。それを幾つかの証券会社を相手に金融をするのだから、五つとか六つの証券会社の相手なら証券金融が成り立つのですが、やっぱり今の証券会社の資本の十倍くらいが大体適当じゃな

○菊川孝夫君 それではこの条文に従つて、二、三お伺いしておきたいと思いますが、資本の額が五千万元以上の株式会社でなければならんというふうにされているのですがね、一体五千円といらるは、今の証券市場の規模からして五千万円以上といふ方に切られたけれども、僕は資本の額はあまりにも少いと思うのですが、この五千万円

いか、こふういふふうに僕らは思ひの
す。少くとも十倍なければならんと
うのですが……。

○森下政一君 関連して一つ伺いた
のですが、資本金五千万円以上とい
のは、大阪も東京も、それらの証券業
引所に所属しておる金融会社、新潟、
札幌なんといふものが同じように五五
万円以上というところに私はちょっと
無理がありはせぬかというような気が
するのですが、なぜその段階を設は
ることをしないのですか。私は、おのれ
ずから、証券金融会社の取引高なんと
いうものは非常に違う可能性が多いと
思うのです。一律に札幌や新潟と同じ
よう、東京、大阪が五千万円、そな
で妥当かということには、私は一つの
疑問を持つのですが、それらに対しても
どうお考えでしようか。

○政府委員(阪田泰二君) ただいまの
お尋ねの点は、確かにそういう面があ
るわけでありますて、市場の規模、あ
るいはその借りようとする業者の規模
なり、資金需要の大きさに応じて資本
金も違つてくる。これはまあ妥当であ
ろうと思ひます。現実におきまして
も、実際の資本金は、現在でもそな
なつておるわけあります。大きいと
ころ、東京あたりは五億円くらいとい
うようなどころもありますが、実際問
題としまして、この法律にきめる場合の
の措置といたしましては、現実に資本
ができるだけ大きくして、資力を充実
させ、基礎を強化させる、これはもちろ
んやるつもりであります。最低限度
の資本金をきめるという意味で、先ほ
ど申し上げましたように、いろいろそ
ういった証券会社の資本の額等も参考
にしまして、最低限度これだけなけれ

のですが、資本金五千万円以上といふのは、大阪も東京も、それらの証券会社に所属しておる金融会社、新潟の札幌なんというものが同じように五千万円以上ということに私はちょっと無理がありはせぬかというような気がするのですが、なぜその段階を設はることをしないのですか。私は、おなじみずから、証券金融会社の取引高なんといふものは非常に違う可能性が多いと

ばならぬといふことを法律に書くこと

というお尋ねであります。これは御承

知のように、この法律にも書いてあります。

が認めましても、大蔵省が認めなければ

證券金融会社等にも例があります。

資本金がそれぞれの市場の規模に応じて適正な額になり、しっかりと信

用力を持つた会社でなければ、十分の企

業はできない。これは当然のことであ

ります。これが当然そういうふうにい

たらしい。法律としては最低の、ぜひこ

こまでなければならぬということを書

いた。こういうふうにいたしましたわ

けであります。

○菊川孝夫君 次に、この証券金融会

社といふのは、一体非常にもらかる仕

事であるか、また非常に危険を分担し

なければならぬ仕事であるか、これは

どういうふうにあなたは考えておられ

ますか。非常にもらかるものであつた

ならば、これは相当これからでも申請

をこの会社が処理するわけであります

から、幾つも会社ができるというこ

とは、この会社の性質としてあり得ない

が重複して、取引所の決済機構を利用

して、そういう仕事をすることはでき

ないわけでありますから、そういうよ

うな意味におきまして、一つできれば

あとはできない、こういうことに相な

りません。申請者が出てきた場合にどう処

理しようとするのですか。「与えなけ

ればならない」と書いてありますね。

○政府委員(阪田泰二君) 証券金融会

社の仕事が非常にもらかるといふよう

いふうに解釈すればそれもできるけ

れども、二社でもつてやろうとすれば

できないといふ問題じゃないだらうと

思ふんです。それを半分ずつ負担して

適正に業務を運営して參れば、間違い

なく、金融機関的なものでありますか

は、そういう意味においては、堅実な

やり方さえすれば十分収支も合うし、

さういう事業であると思っておりま

す。それで、いろいろ、それじやたくさん

申譲するものが出てくるのじやないか

構想だと思うのですが、この法律を

いつと読むと、五千万円以上の会社

を設立して申請する場合には断るわ

けにはいかぬとございますがね。

○政府委員(阪田泰二君) まあ先ほど

お答えで全然できないように申し上

げたのは、これは、やはりちょっと言

い過ぎかもしれません。非常に不便を

して金融を行なうのがこの仕事であります。

それで、証券取引所でいろいろ各取引

で金融を行なうのがこの仕事であります。

そこで、証券取引所でいろいろ各取引

で金融を行なうのがこの仕事であります。

貸しになる総体を総括清算しまして、差

引残額を貸し付ける、あるいは差引の

株を貸す、こういうことをいたすわけ

でありますから、一取引所についてそ

の総括して清算した残額

をこの会社が処理するわけであります

から、幾つも会社ができるというこ

とは、この会社の性質としてあり得ない

わけであります。一社を認可すれば、

ほかの会社ができましても、その会社

が重複して、取引所の決済機構を利用

して、そういう仕事をすることはでき

ないわけでありますから、そういうよ

うな意味におきまして、一つできれば

あとはできない、こういうことに相な

りません。申請者がそう幾つもやるといふ

わけであります。ところ、「その取消の日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であった者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの」は役員になつちやい

めなければ、これは、やはりしようと

思はれていますが、それは何も取引所が認

めたわけではありません。そういうじやないかと思いま

せん。これが、やはりしょが

ないわけであります。そういうよ

うな意味におきまして、実際問題に当つて

は、取引所がそう幾つもやるといふこ

とは承知するはずがないのであります

から、できないじやないかと思いま

せん。これが、やはりしょが

ないわけであります。そういうよ

うな意味

ですが、いや、それは考慮しますと、あなたのほうは言っておられたのですが、やはりこれが出てきているんですね。

のですがね。これは実際は証券会社の保護、あるいは証券金融会社の保護といふのやなしに、それを利用するところの投資者の保護ということを第一

くるということを指導上取り締つてゆくということにせざるを得ないのじやないか、法律的にこれはあまり長くいたしますと、やはり反対の弊害といふ

いうことを二、三具体例をもつて御説明願いたいと思うのです。

す。このように市場不振の場合には、市場不振の挽回策として、理事長あわせては相当そういう点を考へることが想されるのであります。そいつた

Digitized by srujanika@gmail.com

○政府委員(阪田泰一君) これは三十二日で十分かどうか、考え方の問題もあるかと思いますが、証券業の実例等を見ますと、おっしゃるようだに、要領よ

議的に考えなければならない。公共機関でありますから、ここで免許を取り消すというような処分を受けるようなものについては、相当過酷にわたるよう

ものがかなり出でてくるのじゃないかと
いうふうに考えております。

のものに、何といいますか、大蔵大臣が干与する、証券市場の自然の動きを左右しようというふうに考えること

場合に、今度は大蔵省の方では、これは不健全だといふので介入してくるということになりますと、大蔵省と取引所、それから証券金融会社との間に、

く三十日前にやめておくというような
例は、今まであまり実例はないわけで
あります。やはりそういうふうに左前
になってしまいますと引き受け手がなくな
な政府が規定を設けておくのが当然な
ことだ。こういうふうに思うのですが
ね。

この辺にしておきまして、百五十六条の八、「大蔵大臣は、証券金融会社の金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件について、これらが一般の経済状況

し、そういうことは全然意図していな
いわけでありまして、この証券金融会
社の行為、金銭や有価証券の貸付のや
り方が不適正なために、そのために不

非常に、何といいますか、まあ問題を生ずる危険が多い条文であると思うのですけれども、たとえば一例をあげて申しますと、市場の動きが激しくなつ

るということで、やはり責任者が最後まで残らざるを得ないといふ格好になつておるのが大体実情だと思います。あまり三十日を長くしまと、いろいろ免許取り消しについて直接の責任のないものまで波及していくといふ問題があるわけでありますから、あくまでも長くしほってきてもこれは適当にやらない。三十日が長すぎるか短かすぎるか、これは判断の問題になると思いますが、従来もそういうことでやつておきましたし、大体間違いがないといふことで、こういうふうにいたしておるわけであります。

問題につきましては、非常にさかのぼりますと、先ほど申し上げましたように、直接会社が悪いことをして、免許を取り消されるという責任のない、健全にやつておつたときの取締役までがこゝいう責任を負う、こゝいう危険がで生きるわけであります。そういうような意味で、三十日という期間は短かいかもしれませんが、とにかくそういう不始末をしたときに、そのときに取締役におつたものをこういうふうな制限をする、その期間は三十日ということです、結果免許取り消しの日といふのは、ありますから、三十日といふ

にかんがみて適正を欠くに至つたと認められる場合又は有価証券市場に不健全な取引の傾向がある場合において、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために特に必要があると認めるときは、理由を示し、その変更を命ずる」ということは、これは非常に大きな大臣の権限だと思います。これをやらされることによりまして株式市場にもすぐ響いてくる問題だと思うのでありますけれども、この権限をただ大蔵大臣の権限にゆだねてしまつては、あまり大きすぎると思うので

健全な傾向が市場に起り、会社としても不安があるといったような場合には、この規定によって証券会社のやるべき仕事を監督して適正にやらしてゆく。こういう趣旨から出しているのであります。して、実例といいますと、実は先般御要求がありまして、現在の証券金融会社につきまして多少不始末のあつた場合の例なんか出しておきましたが、そういうたよな場合にこれを取り締るといふようなことがあります。一般的にいいまして、市場が非常に投機的な傾向になつてゐるといふふうなときには、証券金融会社があまりにル

てくると、この間までは日銀総裁が、
今の市場のやり方は行き過ぎだといふ
ような談話を発表してみたりする、あ
れなんかは、あいいうことになつてく
ると、これは金を締めてくるんだろ
からといふので、すぐ影響してくるだ
ろうと思うのですが、あいいう日銀総
裁の談話なんかは特に行き過ぎだ。今
の一萬田さんなんか総裁当時に、証券
取引所の幹部を呼びつけ、そろして
あの当時聞いてみたところ、呼びつけ
て話したわけじゃない、懇談したのだ
といふ話だったが、呼びつけている。
新聞にそれが出来ますと、与える影響と

○菊川孝夫君　今までにずいぶん僕は
間違いがあると思うのだ。そういうやうな
うにして特に戦前に多かつたと思うの
ですがね。前もって、あぶくなつた
ときは、さつと身を引いておいて、今
度看板を塗りかえて出てくるといふ古
いやり方はあり得ると思う。まして
や、今度われわれ実際の実例にも二、
三具体的には例をあげて申し上げても
いいと思うのですが、そちら具体例
はよその取引所にあるわけですがね。
この三十日というよなことは、きわ
めて甘いあなたのほうの制度だと思う

うに、かなり制限的に書いてあるといふ。いろいろなことでありますて、あまりこれが長くいたしまして、関係のない人が連坐するということになつても氣の毒でありますし、この程度に、規定といたしましては、会社が取り消されたときに大体取締役であつた責任者に制限をつけるということでありまして、それ以上のことは、やはり期間のきめ方は、非常に先ほど申し上げたように微妙なものになりますので、実際に指導上のやり方で、ほんとうに悪いやつがまた証券業なり証券金融機関に出てが株式市場に非常に不當に介入するような危険も生じてくるのじゃないか、特に、大蔵大臣といふか、大蔵省の、あなたのような立派な理財局長のときはいいかもしらんけれども、これをまげて規定を利用して証券市場に介入するような危険があるのではないかと思うのでありますが、具体的に、この条文が一体どういう場合にこれを発動されるのか。こういう条文を設けられますが以上、今までにも例はあつたと思うのですが、こういう場合にやるのだと

○菊川孝夫君 そうすると、この証券
金融会社と取引所といふのは、非常に
に、先ほどからおございましたように
密接な切り離すことのできない二つの
機構だと思うのです。従つて取引所が
自分のほうの安定をはかるために、金
融会社に対し相当無理な貸付を求め
ることもあり得ることだと思うので
いかと思います。

いろいろなのは、それは決して悪意でもつてやつたのではなくとも、波及するところはきわめて大きいと思うのです。が、従つてこんな厳しい規定を入れておくということは、介入の危険をますます大きくするように思うのですが、これに対して、はつきり具体的に、今提出されました資料のような具体例が、あつた場合にはやるけれども、それ以外のときには、これは条文が発動していないものである。こういうことでありますかどうか、一つこの際明らかにしておいていただきたいと思うのです。今

示されましたような具体的な資料をこのにいただいてあります。この資料程度のものであった場合にはこの条文が発動されるかもしれない。このような事情のときには、当然発動されるのである。まあ判決例みたいなものだ、こういうふうに解釈してよろしいのですか。

○政府委員(阪田泰二君) これは確かにお話をのような微妙な点があると思ひますが、ただ実際問題といたしましては、証券金融会社の金融のやり方、現在でもそうですが、証券金融会社が調達し得る資金にも限度がありますし、市場が幾ら繁盛しても、ある程度信用供与に充て得る取引される資金量といふものにも限度があるわけあります。また一般的な貸付の方法及び条件といたしまして、供与が増してくれば御承知のように日歩が上ってくる、いろいろそういう式の一般的な業務方法で、そいつたような貸し出しの状況、市場の状況に応じて、自動的にいろいろ調節されるような仕組みになつてゐるわけであります。そういうようなことで動いているという限りにおきましては、これはやはり確かに証券金融会社のやる仕事が市場に影響を及ぼす。ある程度市場の取引量がふえ、株価が上つてしましても、証券金融会社の資金量の関係からいっても、ある程度限界がござるを得ない。どこまでも天井知らずというわけにいかない。そういう意味においては影響するわけあります。しかし、そいつたような正常な一般的な業務規定に基いてやつてゐる、その結果、証券市場にそれが反映されるという限りにおきましては、これは問題はないといふに私どもは

考へてゐるわけであります。そういうふうな正常な業務を逸脱するようなら、不適正なやり方をやつておるといふときには、そこに差し上げましたような実例のように、これを変更を命ぜる、取り締るということは、これは当然な事態になります。それ以外の場合としましては、これはやはり普通の一一般的な場合、経済なり市場の状況の平常の場合には予想されない、非常な特別の事態になりました場合に、何か措置しなければならぬといふような必要が出てくることがあるかどうかといふ問題であります。が、こういふような時期になりますれば、これはおのずから、何といふべきか、事態の重大性からいって、世論なり一般の公正なる判断といふものがあると思うのであります。つまり、何事もないのに大蔵大臣が権限を発動して市場を動かした、こういふような非難を受ける。あまり事態がはつきりしないといふような場合には、たゞいま申しましたような正常な業務をやつしているものに対して特別の命令をするといふようなことは、これはないと私どもとしては考へておるわけであります。なお、取引所に密接な関係があるために、取引所の意図に従つて証券金融会社が動くんぢやないか。取引所が市場を繁盛させようと思えば、証券金融会社も、どうもそれに応じてルーズな金融方針でやるんぢやないか、というふうな御趣旨だと思ひます。そういうふうなお尋ねであったかと思ひますが、これにはやはり別の会社で、しかも特殊な仕事であります。とにかく金融機関としての立場をとつたものであります。また、そういうものとしで十分に堅実にこれを育成したいとい

うのが今回この法律の趣旨によりまして、取引所として、やはり独立した中立的な態度を持つた証券金融会社として動けるように、私どもとしては十分この法律によって指導していきたいと考えておるわけであります。

○菊川幸夫君 まあ独立した機関としていくのは、当然そななければならぬと思ひますが、実際はこれは附属機関になつてしまふんじやないかと思うんです。が、証券金融会社が取引所の支配下に置かれる、一つの附属機関になる、こういうふうに先ほどの御答弁を伺うと思える。幾らでも申請してどんどんやるというわけにいかぬし、申請したって認めるわけにいかぬ、そうすると、一つ認められたものは独占事業になつてしまふわけです。それをやめさせるかやめさせぬかということになつてくると、非常にこれは支配を当然受けいることになると思うんでですがね。これは理想的には独立機関だといつてゐるんですけども、実質的にはこれは附属機関ぢやないんですね。

か。

○政府委員(阪田泰二君) 再度のお尋ねですが、これは現実の証券金融会社、現在あります金融会社の状況を見ましても、取引所とは別個の独立したそういう金融会社の立場をもつて運営していく、大体こういう方針で動くんじゃないかと思われるものもありますし、お説のように、取引所にあまり密接に結びつき過ぎて、十分なる自主性が認められない、その結果、そういうような不始末をしてかしたといふようなものもあるわけであります。こういふような法律を作りまして、そういう

たより的な自主性を持つたしつかりして機関を育成したいというのがこの法律の趣旨であります。

○委員長(青木一男君) ちょっと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(青木一男君) 速記を始めさせて下さい。暫時休憩いたします。

午後零時九分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

六月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案(衆)

第六条に次の二号を加える。

十五 夜勤手当(一般職の職員の給与に関する法律第十八条に規定する所得税法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二十七号))の一部を次のように改正する。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

二 改正後の所得税法第六条の規定に係る夜勤手当及びこれに類する給与について適用し、同日前勤務に係るこれらの給与については、なお従前の例による。

白金と金と銀との合 金の地金及び製品	接収の後に溶解して作られた白金と金と銀との合 金の地金
ルテニウムの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合 国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニ ウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が 受けたもの
ロジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の 地金で、被接収者、その相続人及び所有者以 外の者に連合国占領軍から引き渡されたロジ ウムの地金に代るべきものとしてその引渡を 受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
パラジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及 び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所 有者以外の者に連合国占領軍から引き渡され たパラジウムの地金に代るべきものとしてそ の引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡され たもの
オスミウムの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合 国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたオスミ ウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が 受けたもの
イリジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の 地金で、被接収者、その相続人及び所有者以 外の者に連合国占領軍から引き渡されたイリ ジウムの地金に代るべきものとしてその引渡 を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
イリドスマシンの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合 国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリド スマシンの地金に代るべきものとして大蔵大臣 が引き渡したもの
ダイヤモンド	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の 地金で、被接収者、その相続人及び所有者以 外の者に連合国占領軍から引き渡されたダイ ヤモンドに代るべきものとしてその引渡を受 けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの

2 前項の規定により保管貴金属等 を返還するため必要な貴金属等の 評価は、この法律の施行の日現在 で行う。
3 大蔵大臣は、第一項の規定によ り保管貴金属等を返還するため必 要がある場合には、保管貴金属等 を分割することができる。ただ し、保管貴金属等を分割すること により著しくその価値を減ずると 認められる場合には、これを売却 し、その売却代金を返還するもの とする。
4 前二項に定めるもののほか、第 一項の規定の適用について必要な 事項は、政令で定める。
(第五条第二項又は第三項の請求 に対する返還)
第十一条 大蔵大臣は、第五条第二項 又は第三項の規定により返還の請 求があつた金又は銀の地金につい て第六条第五項において準用する 同条第一項の認定をした場合に は、遅滞なく、これを当該金又は 銀の地金に係る権利者に返還しな ければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規 定により返還の請求があつた金又 は銀の地金を返還する場合に準用す る場合に準用する。
3 第一項の不服の申立ては、第六条 第一項(同条第五項において準用す る場合を含む)の認定(その認定 を変更する第七条第三項の決定 を含む)に対する不服をもつて、 その理由とすることができない。
4 大蔵大臣は、第一項の不服の申 立てがあつた場合には、当該事案に ついて再審査の上、その申立て棄 却する決定又は返還しようとする ものを変更する決定をし、その理 由を附した書面により、これをそ の申立てを棄却する決定とする ならば。
5 第十二条第三項の規定により返還 することができない保管貴金属等 (返還のために保管貴金属等を売 却した場合の売却代金のうち前二 条の規定により返還することがで きないものを含む)は、国に帰属す る。
第六十条 権利者が、第十二条の通 じて、同条第一項の不服の申立て がされた場合には、同条第一項の不 服の申立てがされた場合には、同条第 二項の通知がその申立てをした者に 到達した日)から五年以内に、こ の法律により返還される保管貴金 屬等又はその売却代金を返還しよ うとする場合には、返還しようと することとなつた理由を附した書面 により、あらかじめ、権利者に通 知しなければならない。

2 前項の場合において、保管貴 金属等が二以上の者の所有に係る接 收貴金属等等に於ける第五条第一 項の規定による返還の請求に対し て返還されたものであるときは、 当該保管貴金属等は、当該接収貴 金属等の各所有者の共有に属する ものとみなし、その持分は、各所 有者の所有に係る接収貴金属等に 対応する部分に応ずるものとす る。ただし、その対応する部分が 不明であるときは、その不明な部 分についての持分は、不明な部分 に對応する接収貴金属等の各所有
3 第二条第三項の規定により返還 することができない保管貴金属等 (返還のために保管貴金属等を売 却した場合の売却代金のうち前二 条の規定により返還することがで きないものを含む)は、国に帰属す る。
4 第十二条第三項の規定により返還 することができない保管貴金属等 (返還のために保管貴金属等を売 却した場合の売却代金のうち前二 条の規定により返還することがで きないものを含む)は、国に帰属す る。
5 第十二条第三項の規定により返還 することができない保管貴金属等 (返還のために保管貴金属等を売 却した場合の売却代金のうち前二 条の規定により返還することがで きないものを含む)は、国に帰属す る。

者に属するものの接収当時の価額に応ずるものとする。

(交易當團等の接収貴金属等に関する特例)

第十六条 大蔵大臣は、接収貴金属等について第六条第一項の認定をする場合(同条第三項第二号の規定に該当する場合を除く)には、

当該接収貴金属等が次の各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取扱者(その者

が社團法人金銀製品商聯盟である場合には、社團法人金銀運營會

以下同じ)の所有に屬していたものであるかどうかをもあわせて認定しなければならない。

一 交易當團、社團法人中央物資活用協会又は社團法人金銀運營會若しくは社團法人金銀製品商

聯盟が、戦時中、政府が決定し

た金、銀、白金又はダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託により、取得した貴金属等

(当該貴金属等を溶解したものを含む。)

二 前号の貴金属等のうち、金属配給統制株式会社が、交易當團から、政府の指示に基き、配給のため取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものと含む。)

三 社團法人金銀運營會が、戦時中、旧日本占領地域における通貨価値の維持の目的をもつてしめた政府の指示に基き、金製品を輸出するため、日本銀行から取

得した金の地金(当該地金を溶解した金の地金(当該地金を溶

解したもの及び当該地金による製品を含む。)

者が、戦時中、軍需品を製造して旧陸軍省、海軍省又は軍需省から取得した貴金属等(当該貴金属等による製品を含む。)

第五条第一項又は第四項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取扱者の所有に屬していなかったものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。

三 大蔵大臣は、第六条第一項の規定に係る接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取扱者の所有に属していなかったものと認定した場合には、同条第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同条第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならない。

四 第六条第二項及び第七条の規定は、第一項の認定(第六条第二項の規定については、接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取扱者の所有に属していなかったものと認定する旨の認定に限る。)について

第一項各号に掲げる貴金属等の所有に属していなかったものと認定する。

五 第七条第三項(第十六条第四項において準用する場合を含む。)又は第十三条第四項の規定による決定

定する取得者の所有に属していたものについての返還の請求に対し、第八条又は第九条の規定により返還すべき保管貴金属等又はその売却代金は、これらの規定にかかわらず、国に帰属する。

(交付金)

第十七条 国は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取扱者の所有に属していなかったものと認定するものととして、政令で定める基準により算出した金額。ただし、その者に係る基準に該当しないものを除く。

四 第十六条第一項の規定による返還すべき保管貴金属等又はその売却代金は、これらの規定にかかる場合、当該回収ダイヤモンドについて当該回収ダイヤモンドに算出した金額を限度とする。

五 第十七条第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。

六 第二十条 審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 法制局次長

二 法務事務次官

三 大蔵事務次官

四 通商産業事務次官

五 日本銀行副總裁

六 学識経験者 六人

七 前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。

八 専門調査員は、貴金属等に関する専門の知識を有する者の中から、大蔵大臣が任命する。

九 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以内を置く。

一〇 専門調査員は、貴金属等に関する専門の知識を有する者の中から、大蔵大臣が任命する。

一一 第十九条 大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付す。

一二 第十一条の規定により國に歸属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金属等に該当するダイヤモンド(以下「回収ダイヤモンド」といふ。)につき交易當團及び社團法人中央物資活用協会に対しては、国は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げる金額の合計金額を交付する。

一三 第十二条の規定により國に歸属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金属等に該当するダイヤモンド(以下「回収ダイヤモンド」といふ。)につき交易當團及び社團法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められた価格(以下「基準取得価格」といふ。)により算出した金額を、これらのがそれがそれぞれの者に係る最初の接収時において所有し

ていたと認められる回収ダイヤモンド(第六条第一項の認定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く)の総重量の比率によりあん分し

た金額。ただし、その者に係る基準に該当しないものを除く。

四 第十六条第一項の規定による認定

五 第十七条第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。

六 第二十条 審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 法制局次長

二 法務事務次官

三 大蔵事務次官

四 通商産業事務次官

五 日本銀行副總裁

六 学識経験者 六人

七 前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。

八 専門調査員は、貴金属等に関する専門の知識を有する者の中から、大蔵大臣が任命する。

九 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以内を置く。

一〇 専門調査員は、貴金属等に関する専門の知識を有する者の中から、大蔵大臣が任命する。

一一 第十九条 大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付す。

一二 第十二条の規定により國に歸属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金属等に該当するダイヤモンド(以下「回収ダイヤモンド」といふ。)につき交易當團及び社團法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められた価格(以下「基準取得価格」といふ。)により算出した金額を、これらのがそれがそれぞの者に係る最初の接収時において所有し

三 第八条から第十条までの規定による返還

四 第十六条第一項の規定による認定

五 第十七条第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。

六 第二十条 審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 法制局次長

二 法務事務次官

三 大蔵事務次官

四 通商産業事務次官

五 日本銀行副總裁

六 学識経験者 六人

七 前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。

八 専門調査員は、貴金属等に関する専門の知識を有する者の中から、大蔵大臣が任命する。

九 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以内を置く。

一〇 専門調査員は、貴金属等に関する専門の知識を有する者の中から、大蔵大臣が任命する。

一一 第十九条 大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付す。

一二 第十二条の規定により國に歸属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金属等に該当するダイヤモンド(以下「回収ダイヤモンド」といふ。)につき交易當團及び社團法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められた価格(以下「基準取得価格」といふ。)により算出した金額を、これらのがそれがそれぞの者に係る最初の接収時において所有し

は、参考人の出頭を求めることが
できる。

5 前各項に定めるもののほか、審
議会の運営に関する必要な事項
は、政令で定める。

(事務の委託)

第二十二条 大蔵大臣は、大蔵省令
で定めるところにより、保管貴金
属等の返還に関する事務の一部
を、日本銀行に取り扱わせること
ができる。

(罰則)

第二十三条 第五条の規定による返
還の請求に関して、虚偽の申立を
し、又は第十六条第二項の規定に
違反してその請求をした者は、一
年以下の懲役又は十万円以下の罰
金に処する。ただし、刑法(明治
四十年法律第四十五号)に正条が
ある場合には、同法による。

2 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業
者が、その法人又は人の業務又は
財産に関して前項の違反行為をし
たときは、その行為者を罰するは
か、その法人又は人に対して前項
の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 連合国占領軍の管理下から解
除された貴金属等に代るべき貴
金属の地金の連合国占領軍に対
する引渡しに関する法律

二 接收貴金属等の数量等の報告
に関する法律(昭和二十七年法
律第二百九十八号)

第五部 大蔵委員会会議録第十七号

昭和三十年六月十六日 【參議院】

3 代替貴金属に関する法律第一条
の規定により大蔵大臣が連合国占
領軍に引き渡した金及び銀の地金
のうち、連合国占領軍の管理下か
ら解除された貴金属等で同法第二
条の受益者に受け取られなかつた
ものに代るべきものであつて、現
に大蔵大臣が管理しているもの
は、この法律の施行の際、貴金属
特別会計に歸属する。

4 国有財産法(昭和二十三年法律
第七十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第十四条の次に次の二条を加
える。

接収貴 金属等 處理審 議會	接収貴金属等の處理に 関する法律(昭和三十 年法律第 号)第十 九條各号に掲げる事項 に關し、調査審議する こと。
-------------------------	---

十四 接収貴金属等の處理に
すること。
第十七条第一項の表中連合国財
産補償審査会の項の次に次のよう
に加える。

5 第四十三条の二 接収貴金属等の
処理に関する法律(昭和三十年
法律第
号)の規定により國
に歸屬した貴金属等(同法第二
条第一項に規定する貴金属等を
いう。以下同じ。)及び同法の規
定により國に返還された國有的
貴金属等で一般会計に所屬する
ものは、第二条の規定にかかわ
らず、国有財産とする。ただ
し、各省各庁の事務又は事業の
用に供する必要があるものにつ
いて、当該各省各庁の長が大蔵
大臣の同意を得たとき(第八条
第一項の規定により大蔵大臣に
引き継がれた後ににおいてその必
要が生じて所管換又は所屬替さ
れたときはを含む。)は、その後に
おいては、この限りでない。

大蔵省設置法(昭和二十四年法
律第四十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十一條に次の二号を加える。

昭和三十年六月二十日印刷

昭和三十年六月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局